

栃木市在宅介護サービス事業所連絡会会則

(名称)

第1条 この会は、栃木市在宅介護サービス事業所連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、在宅介護サービス事業所（以下「事業所」という。）間の交流や情報交換、また研修等を行うことで、事業所同士の連携強化及び職員並びにサービスの質の向上を図り、もって栃木市における介護保険事業等の活性化と福祉サービスの一層の充実に資することを目的とする。

(事業)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業所間の連携、協力及び情報の共有
- (2) 研修会等の開催
- (3) 地域及び関係機関等との連携、情報交換
- (4) 事業所及び介護サービス等のPR活動
- (5) その他目的達成に必要と考えられること

(構成等)

第4条 連絡会は、第5条における会員をもって構成する。

- 2 連絡会への入会及び退会については、別記様式による事務局への届け出をもつて行う。

(会員の範囲等)

第5条 会員の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 栃木市内に事業所を有し、または、栃木市を通常の事業実施地域とする事業所を有する法人
- (2) 今後栃木市に事業所の開設、あるいは事業実施地域とする予定の事業所を有する法人
- (3) 前各号のほか、第2条の目的に賛同する法人等

(役員)

第6条 連絡会に次の役員を置き、会員の中から総会で選任する。

- (1) 理事 10名以内
- (2) 監事 2名

- 2 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が決定するまでの間、その職務を行うものとし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第7条 連絡会に、会長1名、副会長3名、会計1名を置くものとし、役員会において理事の中から選任する。

(職務)

第8条 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときなどは、その職務を代理する。
- 3 会計は、連絡会の会計を処理する。
- 4 監事は、連絡会の事業及び会計を監査する。

(顧問)

第9条 連絡会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の同意を得て選任し、任期は役員に準ずるものとする。
- 3 顧問は、総会及び役員会に出席し、意見を述べることができる。

(総会)

第10条 定期総会は年1回とする。ただし、役員会が必要と認めたときなどは、臨時総会を開催することができるものとし、いずれも会長が招集する。

- 2 議長は、理事の中から選任する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は出席した会員の過半数で決定する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算に関すること
 - (2) 事業の報告及び計画に関すること
 - (3) 会則の改正等に関すること
 - (4) 役員の選任及び会長等の承認に関すること
 - (5) その他会長が付議する必要があると認めた事項

(役員会)

第11条 連絡会の円滑な運営に資するため、役員会を開催する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 3 役員会は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席で成立し、議事は出席した役員 $\frac{1}{2}$ 以上で決定する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 役員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関する事
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事
 - (3) 会長等の選任に関する事
 - (4) その他連絡会の運営等に関し会長が必要と認める事項

(会費)

- 第12条 会員は、連絡会の会費を納めなければならない。
- 2 会費は、一事業所当たり年額1,000円とする。ただし、同一の法人で二以上の事業所を有する場合は、一法人として年額2,000円とする。
 - 3 年度の途中で入会した場合でも、前項に定める会費を納入するものとする。なお、年度の途中で退会した場合でも、会費の返還はしないものとする。

(事務局)

- 第13条 連絡会の事務局は、栃木市社会福祉協議会に置く。
- 2 事務局は、連絡会の庶務を行うものとする。

(会計等)

- 第14条 連絡会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 連絡会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(その他)

- 第15条 この会則に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、役員会で協議し、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成27年2月26日から施行する。
- 2 設立初年度の役員 $\frac{1}{2}$ の任期は第6条第2項の規定に関わらず、平成28年度総会時までとする。
- 3 設立初年度の会計年度は第14条第2項の規定に関わらず、平成28年3月31日までとする。
- 4 この会則は、平成28年5月16日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

栃木市在宅介護サービス事業所連絡会入退会届

栃木市在宅介護サービス事業所連絡会会長 様

法人名

事業所名

代表者名

担当者名

電話番号

栃木市在宅介護サービス事業所連絡会会則に基づき、年 月 日付け
で、同連絡会の入会・退会を届け出します。